

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和3年9月10日（金曜日）

経済建設委員会

日時 令和3年9月10日（金曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業振興部、建設部

第93号議案

「質疑・討論・採決」

第94号議案

「質疑・討論・採決」

第122号議案

「質疑・討論・採決」

第132号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 竹下修平 副委員長 山口洋一
委員 澤田恵子 山崎祐一 村田康助 鈴木達雄
議長 （鈴木達雄）

欠席委員 なし

説明のために出席した者

産業振興部、建設部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 大場隆佑

開 会 午前9時00分

○竹下修平委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、8日の本会議において本委員会に付託されました第93号議案、第94号議案、第122号議案及び第132号議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第93号議案 新都市肥料等の大量な施用等の防止に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 今般の議案ですが、肥料等の大量な施肥が問題だと思うんですが、その施肥というのは主に何を国は言っておるのでしょうか。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 これは、国が言っているのではなくて、市がこの条例に中である一定以上の肥料を農地へ投入する場合に届出が必要ですよということを言っているものであります。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 それは、例えば今は有機農業だとか、減農の農業だとかいっているわけですが、多肥で問題になるというのは、肥料が過剰になって何か農家の生産性に大きな問題が発生しているということを前提に、この基準を設けているのでしょうか。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 すみません。もう一度お願いいたします。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 ここに、肥料取締法に基づいて肥料の品質確保等に関する法律に伴ってということですので、原因というものは肥料に関わるということが原因でこの条例を持

ち出してきているのかなと、そこだけ教えていただきたいなと思っているんですけど。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 この条例は、平成27年に議員提案ということで条例を設置しております。

農地に対する被害というか、これは作物を生産するに当たって県のほうでこの作物には農地への投入量は10アール当たりどれだけですよという目安があるんですけども、それを基にそれ以上投入する場合は何らかの理由があるだろうと。例えば、長年耕作、作物を生産されていなかった、土が痩せているとか、そういったことで、例えば10アール当たり2トンとやっているところを倍入れる必要があるかもしれません。そういったときには、周辺の農地にも影響がないようにということによって理由をつけて届出をしてもらおうということにしております。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 今回の条例については、主に有機堆肥みたいなものを指していっているという認識でよろしいでしょうか。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 今回の条例改正は、この条文の中に出てきます肥料取締法というのがあるわけですけども、その肥料取締法の法の名称が変更されただけのことですので、特に施肥に対する基準をどうのこうのというものではありません。

○竹下修平委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、今、安藤課長がお話をされたように、平成27年6月に議員提案で行いました。

というのは、市内の産廃事業者から排出される汚泥堆肥について、これを現行の肥料取締法でいくところの規定があるわけですが、それでいくと非常に大量な量が投与されることが懸念をされている。そして、当時まだまだ平成27年6月でありますので、産廃

の許可申請をしておるんですが、許可が下りたのは11月ですので、そこまで進んでいなかった。

したがって、入り口の部分、要するに各市町で出てくる汚泥の搬入についてはいたし方ない部分があるわけです。要するに入札制度でありますので、安く入れればその事業者はそれを取り扱うことができます。しかし、そこでできた製品をいかにこの本市、新城市内にたくさん投与されないということを前提として、当時の古田孝志部長がお見えになるときに、いろいろ私どもと古田部長とも協議をする中で、こういった状況の噴霧はいかがか、そこで、汚泥堆肥については0.5トンという規定を設けて進めよう。そうすれば、新城市内に投棄されることが少なくなる。防ぐことができる。要するに、出口の部分由市として止めていこうということであったわけであり

ます。というのは、しゃべっていると何時間もしゃべりますが、平成24年に事業者が来て、市長は「歓迎しない」ということを言った。そして、明けた平成26年のときに設楽町で、実はこの事業者が仕事をするということになっていたんだけど、非常に強い反対を受け、そしてさらに町議会は産廃条例を制定した。そのときに既に市長は、「産廃条例の制定をなさい」ということを指示してきたわけであり

ますが、それが平成25年6月にやっておけばよかったんです。ところが、できなかつたということもあったので、タナカ興行は新城市の産廃条例には適用されなかつたということもありましたので、とにかく入り口は仕方がない。じゃあ、出口は止めようということでやったわけであり

ますので。ということについては恐らく皆さんの同意を得てこの条例を可決していただき、さらには通常では考えられない6月定例議会で翌7月1日から施行したというハイスピードの条例であったわけであり

ますので、その条例の制定の趣旨等を十分に御理解いただければよろしいのではないかと。そして、今、安藤課長がおっしゃられたように肥料取締法というのは何か固いよねという考えが国にもあったようであり

ますので、その部分をもう少しやわらかく上位法の名称を変えたということであったので、うちの条例もこの上位法を適用したと、こういうこと

だと思いたくはないかと。○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 山口委員のおっしゃるとおりでございます。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 おさらいになりますが、一部改正の内容と、なぜこの時期に条例改正するのかについて、かいつまんで説明していただきたいと思いたくはないかと。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 まず、肥料取締法の一部改正の中で、法律の題名の変更、これが肥料の品質の確保等に関する法律と変更することになったわけであり

ますが、それが令和2年12月1日になります。ですので、本来であればもう少し早くこれに気づいて3月とか、6月にやるタイミングはあったかと思いたくはないかと。そして、それが施行されたのが令和2年12月1日になります。ですので、本来であればもう少し早くこれに気づいて3月とか、6月にやるタイミングはあったかと思いたくはないかと。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 かいつままでいうと、国の法改正に合わせた条文等の改正である、内容改正であるということでもいいですか。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 はい、そのとおりでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それ以外に、市条例ですけれども、新たな付加するような内容はない、つまり国の法律に準じて整合性を持たせる意味で変えただけの内容だよということでもいいですね。

○竹下修平委員長 安藤農業課長。

○安藤映臣農業課長 はい、名称が変わっただけでありますので、そのとおりです。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第93号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案 新城市特別用途地区建築条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 本会議で多少説明があったんですけども、改めて改正の内容について、賛否を委員会として決めなければならないの

で、かいつまでもう一回おさらいで説明していただけますか、この一部改正の内容です。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 令和2年に都市計画マスタープランの改訂を行いまして、その中で国道151号線の沿道地区につきましては、にぎわいのある商業地域として土地の利用の誘導を図る地域としておりました。これに基づいて、その地域を準工業地域へと変更したわけですが、準工業地域に変更する場合には、にぎわいの創出にそぐわない施設に対しましてこれを建築することができない措置を取るために条例を制定しております。

具体的には、倉庫とか畜舎、一定規模以上の工場、キャバレー等を建築不可とするようにこの条例を制定するものでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 趣旨は分かりました。問題は、用地としては4車線で買ってあるんですけども、基本的に片側というか全体買っている半分しか使っていないわけですよ。そうすると、出入りの問題だとか、企業等が設置しても入ってくるところがちょっと県有地を使って入ってこなければ出入口が県有地と兼務しなければならないとか、そういう使い勝手の面で多少問題があると思うんですけど、その辺について準工業地帯に変更したよという、にぎわいのある商業施設主体から準工業地帯、工場もいいよという形にしたと思うんですけども、何かその辺の見通しとか、県との協議等した経緯があるんですか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 県の建設事務所と協議するというものではなく、県の都市計画担当部局、県庁とこれについては協議を行っております。

なお、道路からの進入等については現在でも同じでありまして、その制限をするものではございませんので、その点はまた個別の協議となっていくものでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 部署と関係部署で予備折衝をするというのはそれは1つのパターンなんですけれども、もう少し広げて都市計画だけではなくて、道路建設の土建のほうが入っていて、いつ頃これって使えるのか、将来的に今、今度愛知の一宮バイパスとの新城バイパスの接続地点についても、24メートルですか、4車線で買うよとはしてあるんですが、皆目その4車線幅にしていくめど、予定も示されていないわけですよ、現在。

いろいろ聞いてみても、人口も減るし、どうなんだろうという、人口が減るということは利用率の問題もかかわってくるし、それで費用対効果の問題もどうだっとなってくるんですよ。いってみると、暫定利用しているそこだけを、沿線のところだけを用途地域を変更するよとしていっても、なかなか使い勝手の面でいかなものかなと感じるし、実際そんなような話も、特に商店の方なんかは「いつこれ全面的に使えるようになるんだ」というようなことも聞こえてますよね。

その辺の、ある程度直接な関係部署、都計だけではなくて、もう少し道路建設の話しを聞いて、総合的に判断をするというようなことはされてないんですか。

○竹下修平委員長 山崎委員に申し上げますが、議案の内容からかなり逸脱しておりますので、議案の内容に限って質疑をお願いいたします。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 だから、一部改正する商業地域から準工業地域に改定したそのための背景として、使うところの道路幅が半分使っている、それを全面的に使うというようなことの見通しだとかそういうことをやらないと、実際用途を変更しても、使う事業者たちが非常に判断に迷うところがあるので、その辺をクリアにしてほしいということですので、議案にそぐってないよだと私は思います。

○竹下修平委員長 天野建設部長。

○天野充泰建設部長 山崎委員の御質疑は、今の151の改良計画と今回の用途区域の変更、その辺の整合性等はどのようになっているんだということだと思んですけども、あくまでも、今回の用途区域の変更というのはこれからのまちづくりの上で建築物をというような利害を求めるとして緩和して、今の現道を有効利用していくかという、それを最大限發揮するために今回見直しをさせていただくというものです。

今、山崎委員が言われる4車線化の問題につきましても、これは基本的に県と話しております。あくまでも、今、進めるべきは一宮バイパス、その先線をまずつなげないと先にこっちを広げても、やっぱり有効には活用できない。まずは、一宮バイパスをつなげる。その次、つながった後に4車線化という話に移っていくと、県とは話をしております。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再度、確認させてもらいますけど、そうするとこの準工業地域にしたよ、それでそれによってにぎわい云々から商業地域ですよ、それで、キャバレーだとか一定の職種の制限をかけるんだという。ある程度、飲食とかそちらのある種の、なかなか表現しづらいんですけども、娯楽施設、あるいはパチンコだとかそういう射幸心をあおるようなそういうものについては、制限かけるんだというような趣旨だろうと思んですけども。

そういう意味合いで、新城は都市的な、いわゆる娯楽施設というよりもどちらかというと健全なとか、言葉悪いですけど、そのような法を執行するんだよというふうに、一般論として理解してよろしいんですか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 現在は、第2種住居地域になっておりまして、それを商業ベースの地区とするということなんですけど、その

中で準工業地域を選定した理由としましては、今あるディーラー等が300平米を越すようなピット等を整備していきたいと。新城市は自動車社会ですので、そういう自動車のディーラー系も沿道にはふさわしい。

しかし、沿道サービスというところにキャバレー等々は夜のにぎわいということですので、ですので、沿道サービス、沿道商業のサービスにふさわしいものを誘導していくという計画を立てております。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 はからずも、今、言われたわけですがけれども、この日本の自動車関連のメーカーで主立ったところ、80%ぐらゐは工業にしてもこの地域は三大メーカーなりに集約される、その子会社、孫会社というところの企業がやっていると思うんですが、そういう産業の構造、実態を踏まえて売らうのディーラーとか、そういうのが沿線で業務、営業活動をしやすくするというのがまずは主目的だと理解してよろしいんですか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 それも含めて、賑わいを創出していくということでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっとひっかかるんですね、それも含めてというか、要するに、言葉のあやとしてそう言われているのか、301とかいうところへ行くと、作手から上のほう、岡崎のほうから浜松にかけては非常に自動車街道と言われるような部品を含めてそういうふうになっている。そのところのクロスする東西に走るこの151号、このところに接節点である新城この地域にもう少し、修理も含めた販売店のようなものを誘致するというか、事業者が進出したり、事業拡張できるようにしたい。

それが、主目的、第一の目的と理解してはいけないんですか。それとも、それも含めるよという、ということは、さらにほかにもつ

と大きな目的があるようなふうにも理解できるんですか、その辺の実態はどうなんでしょう。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 にぎわいを創出する商業施設が進出できる地域ということで、どちらかというところにそぐわないものを建設ができない、建築できないようにするという規制をかけるものでございますので、その中でディーラー等を規制してしまうと、ディーラーもやはり沿道サービスとしては車社会のこの山間部に近いほうですので、車がないと生活できない。

そういうためには、カーディーラー等も必要だということでそこを規制をかけないようにしていこうという目的での条例制定ですので、当然カーディーラーも必要でありますし、その他の商業施設、例えば、ショッピングセンターとかそういうものの進出も可能としていくという考えでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最終確認いたします。

そうすると、今、既存の営業されている方たちが規制を受けることはないという考え方でいいですね。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 はい、今、質問でもそのようにお答えしているとおり、不利益はございません。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この条例変更において、罰金に関することです。20万円を50万円に上げた、50万円以下に上げたというその理由は何でしょうか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 他の条例等の、あと似通る条例が2つあるんですが、特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条

例及び地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、この2つの条例が既に50万円の罰金と課しておりまして、これについて整合性を図る、同様の趣旨の制限条例でございますので、これらの条例に合わせて50万円とするということにしております。

なお、罰金刑については検察庁との協議が必要ですので、検察庁とも協議しまして50万円の罰金ということで協議、了承するというところで50万円としております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第94号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第122号議案 財産の取得（変更）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第122号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第132号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 委員会ですので、もう一度改めて内容について説明願いたいと思います。

○竹下修平委員長 河村土木課長。

○河村英樹土木課長 こちらに関しましては、平井地内で今、事業を進めている狭あい道路整備事業、これに伴い必要となる市道認定をするというものでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それは、ある程度本会議のときの付託前でその説明はわかったんですけど、具体的にもう少し、委員会ですので賛否をここで決めなくてはならないのでどういう内容なのか、もう少し具体的に説明していただけますか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 狭あい道路、都市計画で進めている事業でございまして、その中で、平井地内で進めている1路線につきまして、狭あい道路につきましては、家屋等の移転がある部分については整備は困難だということで行わないわけなんでございますが、その中で1か所家屋等の密集がありまして、できない部分につきまして土地所有者、代替とする道路の土地を所有する方からそこができないのなら土地を提供してもいいので、こちらの南側、現在ある道路の南側に代替道路を造るなら土地を提供するということでありましたので、そちらの代替道路として1路線を整備していくということでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 趣旨はわかるんですが、前提として市道を、普通の狭あい道路、都計でかけるのではなくて、普通の市道をやっていく場合は、寄附が前提だよということですよ、その地権者の市道の場合は。寄附が前提だけれども、都計でこうやって網をかけることによって買収ができるよ、移転補償ができるよと、そこが大きな違いだよと、前提としてそれががあるので、そこを利用した市道認定、都計認定だよという、そういうふうを考えていいんですか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 大きく家を動いていただくようなものは行っていませんが、その他については賠償、塀とかそういうものはやっていきながら、事業としては狭あい道路のセットバック部分等については路線価の6割で買収させていただいておりますが、既に道路敷として税金の免除を受けているところについては3割という価格で、一定の価格で折り合ったところを買収させていただいて道路を整備していくということでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 具体的な事業内容としては、今の説明のとおりだと思うんですが、その前提となるのがいわゆる認定していかないと、地権者に対する補償とか手当ですね、それができにくいので、認定すると補助率が、はっきりいうとそれでアップできるので、この認定をするよということですか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 補助率等とのアップ等とは関係ないのですが、道路認定をして整備をしていかないとその道路上の損害賠償等々が発生した場合に、道路でないといけないということなので道路認定をするということでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ちょっとわからない。今、

それでは何になっているんですか、道路、狭あい道路で。今は、認定になってない、畑地か何かなっているんですか。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 資料いいですか。

現在、この部分が狭あい道路で、ここが家屋が迫っていてこの部分が広げられない。なので、この代替として南側にこの土地所有者の方からもし駄目ならここを提供してもいいのということで、この代替として1本新たに整備すると。

なので、これに対して道路認定しないと事故があったとき等に損害賠償もできないですし、また道路用地としての税金の免除等もできませんので、道路認定をかけていくということでございます。

○竹下修平委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、ある意味では、バイパス的なものを設けるので、新設道路を設ける、短期間だけでも設けるのでそこを道路認定するんだよという意味合いですね。

それで、従来の道路を拡幅するとかそういうためのいわゆる補助とか手当の問題というよりも、短期間で短いところだけでも、そういう意味合いでのそこを指導認定をかけていくという理解でいいですね。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 はい、そのとおりです。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

村田康助委員。

○村田康助委員 平井の特に大海自動車の東だとか、なかや家具の東側一帯ということですよ、地域的には。非常に、私も軽トラで入っていくのも、非常につらいようなところで、今、昨年度の平井の区長さんだとか、今年も区長さん等もこの中にちょうど入っておって、行くたびに言われて、前向きに進んでおるということで感謝しております。

このさっき言った住宅地のかかるような人がこの後者の中に認定道路をつくる時には、非常に協力してもらうのに苦労したと思うんですが、認定道路をつくるということに対してはあんまり大きな問題はないんですか、その辺。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 特に問題はないんですが、実際この道路をつくる土地については、今でも道路はないんですが、住民の方たちはそこを通過してもう既に暗黙の了解で利用している方たちも見えますので、特に問題はありません。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 田舎でいうとイタチ道というか、獣道みたいなもので、そういう形で内々的に使っているということで、これをきちんと認定すればこの平井地区の南側、東側といいますか、そうするとこれが旧の151号線のほうからもきれいに入れるようになるということですよ、ここの道路がきちんと整備されると。

○竹下修平委員長 吉林都市計画課長。

○吉林和久都市計画課長 なかや家具のほうからの道路の進入を、この道路については想定しているんですが、それとは別に151号のほうも狭あい道路の事業では考えております。

○竹下修平委員長 村田康助委員。

○村田康助委員 ありがとうございます。平井については、やはり住宅としての立地条件がよかったものですからいろんな形で県の住宅地だとか、市の住宅地だとか、いろんな形で入っておったり、民間が入っておったり、何にしても住む家のほうが優先的に建っておったところで、非常に私も見ておってきちんとした道路ができないと次の2次災害が発生したようなときには、大変困るのかなと思っていたところ、区長さん等の話を聞くとこれができることによって安心・安全な暮らしが維持できるというようなことで感謝の言葉

をいただいておりますので、スムーズに進んでくれることをお願いだけですが、よろしくお願いします。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第132号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時40分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 竹下修平